



※注意(河川沿いの道路が無い箇所)
河川境界から30mを水と緑の景観を形成するゾーンとする。

※注意
この範囲はシンボルとなる通り景観を形成するゾーン、水と緑のシンボル景観を形成するゾーンの両ゾーンの基準を満たす必要がある。

宇部港

宇部市景観計画ゾーン区分

凡例

- シンボルとなる通り景観を形成するゾーン
- 水と緑のシンボル景観を形成するゾーン
- 玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(港湾周辺ゾーン)
- 玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(駅前ゾーン)
- 重点地区(中央町三丁目地区)
- その他一般地区

※景観計画区域内のゾーン区分の標記がない箇所は、その他一般地区となります